

## 監理団体の許可に関する外国の送出機関の誓約書

次の監理団体に団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを行うに当たり、下記の事項を誓約します。

|              |  |
|--------------|--|
| 申請者（監理団体）の名称 |  |
|--------------|--|

### 記

#### 【誓約事項】

- 1 団体監理型技能実習生の本邦への送出しに関する事業を実施する事業所が存在する国又は地域の公的機関から団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けています。
- 2 制度の趣旨を理解して団体監理型技能実習を行おうとする者のみを適切に選定し、本邦へ送出しを行います。
- 3 団体監理型技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について団体監理型技能実習生等に対して明示し、十分に理解させます。
- 4 団体監理型技能実習を修了して帰国した者が修得等をした技能等を適切に活用できるよう、就職先のあつせんその他の必要な支援を行います。
- 5 団体監理型技能実習を修了して帰国した者による技能等の移転の状況等について法務大臣及び厚生労働大臣又は機構が行う調査に協力することその他法務大臣及び厚生労働大臣又は機構からの技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する要請に応じます。
- 6 当機関又はその役員が禁錮以上の刑（これに相当する外国法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者ではありません。
- 7 団体監理型技能実習生の本邦への送出しに関する事業を実施する事業所が存在する国又は地域の法令に従って技能実習に関する事業を行います。
- 8 当機関又はその役員は、過去5年以内に技能実習に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、技能実習生又はその親族その他の社会生活において密接な関係を有する者の財産を管理することはしていませんし、今後も決していたしません。
- 9 当機関又はその役員は、過去5年以内に技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結することはしていませんし、今後も決していたしません。
- 10 当機関又はその役員は、過去5年以内に団体監理型技能実習生等に対する暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為をしていませんし、今後も決していたしません。
- 11 当機関又はその役員は、過去5年以内に不正に技能実習計画の認定を受けさせる目的、不正に監理団体の許可を受けさせる目的、その他出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を行使したり提供したりすることはしていませんし、今後も決していたしません。
- 12 団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを行うに当たり、団体監理型技能実習生等又はその親族その他の社会生活において密接な関係を有する者が、技能実習に関連して、上記8及び9の行為を受けていないことについて、団体監理型技能実習生になろうとする者から確認します。

13 1 から 12 までに掲げるもののほか、団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有することを約します。

年 月 日 作成

外国の送出国の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名